

別表六(一)

「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき課された所得税の額について、法第 68 条(所得税額の控除)(復興財源確保法第 33 条第 2 項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合があります。)の規定の適用を受ける場合において、法第 68 条第 1 項の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受けるときに使用します。

なお、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された法第 69 条の 2 第 1 項(分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額について法人税の額から控除しようとする場合には、この明細書ではなく、別表六(五の二)(分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書)を使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配3 」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「 その他5 」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」が、この内訳となります。
「 収入金額① 」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限り、)を記載します。	
「 ①について課される所得税額② 」の各欄	(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。 (2) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	表六（五の二）「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、それぞれその金額を控除して記載します。	
「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	<p>(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）2」、「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、中段の「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。</p> <p>(3) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別表六（五の二）「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、「①について課される所得税額②」で控除した後の金額を基礎として計算した金額を記載します。</p>	<p>仮決算による中間申告（法第72条第1項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第144条の4第1項若しくは第2項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書又はその申告書に係る修正申告書の提出をいいます。以下この明細書及び別表七（一）において同じです。）により法第78条1項（所得税額等の還付）又は法第133条第1項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合において、その仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をするときは、これらの還付金の額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の上段に内書として記載します。</p> <p>また、仮決算による連結中間申告（令和2年旧法第81条の20第1項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する申告書の提出をいいます。以下この明細書において同じです。）により連結還付金（令和2年旧法第68条第3項に規定する連結還付金をいいます。以下この明細書において同じです。）がある場合において、その仮決算による連結中間申告に係る事業年度の確定申告（法第74条第1項（確定申告）若しくは第144条の6第1項若しくは第2項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出をいいます。以下この明細書において同じです。）をするときは、その連結還付金の額にその仮決算による連結中間申告に</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>おける別表六の二(一)「6の③」の金額のうちその仮決算による連結中間申告におけるその法人の同表「22」の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の欄の上段に内書として記載します。</p>
<p>「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄</p>	<p>配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第140条の2第2項（種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法）の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項（元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法）の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。）と②集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）を除きます。）の受益権の2グループに区分し、さらにその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとの区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、令第140条の2第3項に規定する方法により計算することになります。</p> <p>なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。</p>
<p>「所得税額8」、「所得税額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄</p>	<p>(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。 (2) 別表六（五の二）「10」、「16」及び「23」に金額の記載がある場合には、それぞれその金額を控除して記載します。</p>	
<p>「配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」</p>	<p>配当等が令第140条の2第1項第1号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下この明細書において「剰余金配当等」といいます。）である場合には、その剰余金配当等（以下この明細書において「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間9」に記載します。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。</p> <p>なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。</p>	

欄	記載要領	注意事項
「配当等の計算期末の所有元本数等 15」及び「配当等の計算期首の所有元本数等 16」	口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。	
「 $\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 17」	次の場合に応じ、次により記載します。 (1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$ (2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$	
「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄	所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無その他控除税額の計算について参考となる事項を記載します。	この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

4 根拠条文

法 68、72、78、令 140 の 2、措置法 3 の 3⑤、6③、8 の 3⑤、9 の 2④、41 の 9④、41 の 12④、41 の 12 の 2⑦、措置法令 26 の 10③、26 の 11、措置法規則 19 の 4②～④、復興財源確保法 33②、復興特別所得税に関する政令 13②